

東京藝術大学長 殿

入学料免除・徴収猶予 仮申請書

私は、令和7年度の入学料免除・徴収猶予の申請を行う為、入学手続時に必要とされる入学料の支払い猶予をお願いいたします。なお、入学料免除・徴収猶予の申請期間内に正式な申請手続を行わなかった場合には、入学許可が取り消されても、一切不服を申し立てません。

<申請事由および申請種別>（該当欄にチェックしてください。当てはまらない場合、申請できません。）

(1) 申請事由

<input type="checkbox"/> 1	入学前1年以内に、申請者の主たる家計支持者が死亡した
<input type="checkbox"/> 2	入学前1年以内に、申請者本人若しくは申請者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受けた
<input type="checkbox"/> 3	経済的理由（日本学生支援機構給付奨学金に申し込む者以外は、経済的理由または多子世帯理由では免除申請はできません。徴収猶予のみ申請可能です。）

(2) 申請種別

<input type="checkbox"/> 1	高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金の「採用候補者」となっている
<input type="checkbox"/> 2	大学入学後に日本学生支援機構給付奨学金に申し込む予定である（多子世帯含）
<input type="checkbox"/> 3	高校の卒業年度等が理由（※1、※2）で、日本学生支援機構給付奨学金に申し込めない ※1 高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、本学に入学した日までの期間が2年を経過（いわゆる3浪以上の方） ※2 高卒認定試験合格者で、受験資格取得年度初日から認定試験合格日の属する年度末日まで5年経過
<input type="checkbox"/> 4	高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金が「不採用」となった（ただし2025年3月31日までに生計維持者に新たに実子が生まれ、多子世帯となった方は2にチェック→裏面の※3参照）
<input type="checkbox"/> 5	日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）（ただし多子世帯の方は2にチェック→裏面の※4参照）
<input type="checkbox"/> 6	1の※1に該当しない方（いわゆる2浪以内の方）で、他大学において日本学生支援機構給付奨学金に採用歴のある方
<input type="checkbox"/> 7	外国人留学生

仮学籍番号 _____

学 部

科

専 攻

氏 名 _____

入学料免除または入学料徴収猶予を希望する方は、この書類を入学手続時に提出してください。その後、次頁のとおり正式な申請を行ってください。

入学料を支払わず、正式な申請も行わない場合、入学許可を取り消すことがあります。

裏面に続く

入学手続用（学部）

1. 高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金の「採用候補者」となっている方

- (1) **令和7年3月21日（金）**までに（当日必着）、日本学生支援機構が発行した「**採用候補者決定通知**」を下記の住所まで**書留速達**で郵送してください。送付先：〒110-8714 台東区上野公園12-8 東京藝術大学 学生課奨学係 宛
- (2) 「採用候補者決定通知」を受領後、受験申込時に登録済みのメールアドレスに、申請書類のダウンロード案内を通知するのでメールの見落としにご注意下さい。4月になってもメールが届かない場合は、学生課奨学係まで連絡下さい。
- (3) **書類に記載された期限**までに、「**入学料免除・徴収猶予申請書**」を郵送で提出してください。

2. 大学入学後に日本学生支援機構給付奨学金に申し込む予定の方（多子世帯含む）

- (1) **令和7年3月21日（金）**までに、【**本学公式Webサイト** > 学生生活 > 奨学金制度 > 日本学生支援機構奨学金制度】> 在学採用 のページの申請フォームから、**給付奨学金の資料請求**をしてください。
- (2) 資料請求者にはフォームに入力いただいたメールアドレスに、3月末に申請手続き書類一式のダウンロード案内をメールにて連絡します。4月に入ってもメールが届かない場合は、学生課奨学係までご連絡ください。
- (3) **4月中旬の給付奨学金申込時**に、「**入学料免除・徴収猶予申請書**」を併せて提出してください。

3. 日本学生支援機構給付奨学金の対象外となる方

- (1) 【**本学公式Webサイト** > 学生生活 > 入学料・授業料 > 入学料の免除・徴収猶予】のページから、「**入学料免除・徴収猶予申請書**」の様式をダウンロードしてください。 **免除申請は表面(1)申請事由の1.2.の該当者のみ**
- (2) **申請書に記載された期限**までに、大学独自の「**入学料免除・徴収猶予申請**」を行ってください。

対象外理由	・高校の卒業年度等が理由(※1、※2)で、日本学生支援機構給付奨学金に申し込めない ※1 高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過（いわゆる3浪以上の方） ※2 高卒認定試験合格者で、受験資格取得年度初日から認定試験合格日の属する年度末日まで5年経過
	・高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金が「不採用」となった方 ※3 ただし、新たな実子が誕生し多子世帯となった方は対象となります。入学後の在学採用で給付奨学金に申請を行ってください →入学手続き後、上記2の手続へ
	・日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）方 ※4 ただし、多子世帯（2浪以内）の方は令和7年度より所得制限が撤廃されますので対象となります。入学後の在学採用で給付奨学金に申請を行ってください →入学手続き後、上記2の手続へ
	・上記※1に該当しない方（いわゆる2浪以内）で、他大学において日本学生支援機構給付奨学金に採用歴のある方
	・外国人留学生

★**多子世帯とは**：生計維持者（原則父母）の住民税情報における扶養親族の「子ども」が3人以上の世帯。

多子世帯の方で入学料等無償化の支援を受けるためには、上記2の手続きが必須です。



＜入学料免除に関する問合せ先＞

申請全般・不明点について	
美術学部 教務係	bijutsu.kyomu@ml.geidai.ac.jp
音楽学部 学生募集係	music.admissions@ml.geidai.ac.jp
学生課 奨学係	syogaku@ml.geidai.ac.jp
入学料の納付について	
財務会計課 経理係	kaikei-keiri@ml.geidai.ac.jp